茶業振興法案の概要

背景

我が国において

- ①茶業が地域産業として重要な地位を占めている
- ②日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統 と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊か で健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を 担っている

にもかかわらず

近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている

茶業振興基本方針(国が策定)

- ① 茶の需要の長期見通し
- ② ①の長期見通しに即した栽培面積 その他茶の生産の目標 等

茶業振興計画

(都道府県が茶業振興基本方針に即して策定)

茶園経営計画

(茶を栽培する農業者 (茶の加工施設を設置 する農業者を含む)が 単独又は共同で作成) 計画に照らして認定都道府県知事が茶業振興

茶園経営計画に関する援助

▶国·都道府県による合理的な茶園経営の基盤の確立のために必要な援助

(改植の実施のための援助、茶の加工施設の整

備

資金の貸付け

▶日本政策金融公庫等による茶園経営計画を実施するために必要な資金の貸付け

茶の生産及び出荷の安定に関する措置

- 〇生産出荷安定指針(国が策定) (需給が著しく不均衡な年について策定)
- 〇生産出荷安定指針に関する援助 国・都道府県による生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する必要な援助

茶の生産者の経営の安定等のための措置

〇都道府県による基金の設置等

(生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する 援助、茶の特性及び地域の実情に応じたきめ細かな 措置等)

○国による基金に充てるための資金補助

茶業の健全な発展のための諸施策

- ・栽培等の状況に関する情報の提供
- 加工及び流通の合理化に対する支援
- 品質の向上の促進
- ・新用途への利用の促進

- ・消費の拡大
- 輸出の振興
- ・国民の理解と関心の増進

茶業の健全な発展

第

目 的

 \mathcal{O} 法 律 は 我 が 玉 に お 11 7 茶 業 が 地 域 産 業 لح L 7 重 要 な 地 位 を 占 め て 11 る لح と ŧ に 日 常 \mathcal{O} 喫 茶

習 慣 B 茶 道 な تلح 茶 に 関 す る 伝 統 لح 文 化 が 玉 民 \mathcal{O} 生 活 に 深 < 浸 透 L 玉 民 が 豊 カコ で 健 康 的 な 生 活 を 送 る 上

茶 が 重 要 な 役 割 を 担 0 て 1 る に ŧ カン カン わ 6 ず 近 年 生 活 様 式 \mathcal{O} 多 様 化 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 を \Diamond ぐ る 諸 情 勢 \mathcal{O} 変

に ょ ŋ 茶 業 を 取 ŋ 巻 < 環 境 が 非 常 に 厳 L 1 ŧ \mathcal{O} لح な 0 7 1 る ے لح に カコ W が 4 茶 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 動 向 に 即 応 し

計 画 的 に 茶 業 \mathcal{O} 振 興 を 図 る た 8 \mathcal{O} 措 置 及 び ے n に 関 連 L て 合 理 的 な 茶 亰 経 営 \mathcal{O} 基 盤 を 確 立 す る た \Diamond \mathcal{O} 措

並 び に n 5 に 併 せ て 茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 安 定 を 义 る た め 0) 措 置 並 び に 茶 0) 生 産 者 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 安 定 \mathcal{O} た \Diamond

措 置 等 を 定 \Diamond る ۲ لح に ょ ŋ ` 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 寄 与 す る ے لح を 目 的 と す る ک ° 第

第 茶 業 振 興 基 本 方 針

農

林

水

産

大

臣

は

政

令

で

定

 \Diamond

る

と

ے

ろ

に

ょ

ŋ

`

茶

業

 \mathcal{O}

振

興

を

义

る

た

 \Diamond

 \mathcal{O}

基

本

方

針

 $\overline{}$ 以

下

 \neg

茶

業

振

興

基

条 関 係

 \mathcal{O}

置

て

化

で

0

本 方 針 _ と 1 う を 定 \otimes な け れ ば な 5 な 1 ے <u>ک</u> °

茶 業 振 興 基 本 方 針 に は 次 に 撂 げ る 事 項 を 定 め る ŧ \mathcal{O} と す る ک

- 1 茶 業 0) 振 興 に 関 す る 基 本 的 な 事 項
- ② 茶の需要の長期見通し
- 3 2 \mathcal{O} 長 期 見 通 L に 即 L た 栽 培 面 積 そ \mathcal{O} 他 茶 0) 生 産 0) 目

標

- 4 栽 培 に 適 す る 自 然 的 条 件 に 関 す る 基 準
- ⑤ 近代的な茶園経営の基本的指標
- 6 茶 \mathcal{O} 加 工 及 び 流 通 \mathcal{O} 合 理 化 に 関 す る 基 本 的 な 事 項
- ⑦ その他必要な事項
- \equiv 農 林 水 産 大 臣 は \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 長 期 見 通 L 及 び 3 \mathcal{O} 栽 培 面 積 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 生 産 0) 目 標 を 定 め る た め 必 要 が あ
- る لح き は 関 係 都 道 府 県 知 事 に 対 L 資 料 \mathcal{O} 提 出 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 協 力 を 求 め る ۲ لح が で き る لح
- 兀 農 林 水 産 大 臣 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 を 定 め ょ う لح す る と き は 食 料 • 農 業 • 農 村 政 策 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を
- 聴かなければならないこと。
- 五. 農 林 水 産 大 臣 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 を 定 \Diamond た と き は 遅 滞 け れ ば な 5 な 1 ۲ ک °

六

農

林

水

産

大

臣

は

茶

 \mathcal{O}

需

給

事

情

農

業

事

情

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

経

済

事

あ

る

لح

き

は

茶

業

振

七

三

か

5

Ŧī.

ま

で

は

茶

業

振

興

基

本

方

針

0) 変

更

に

つ V

て

準

用

す

ること。

第 条 及 び 第 三 条 関 係

第 \equiv 都 道 府 県 \mathcal{O} 茶 業 振 興 計 画

都 道 府 県 知 事 は 政 令 で 定 め る ところ に ょ ŋ 当 該 都 道 府 県 に お け る 茶 業 \mathcal{O} 振 興 を 义 る た \otimes \mathcal{O} 計 画

以 下 \neg 茶 業 振 興 計 画 لح 7 う。 を 定 め る ۲ لح が で き るこ

茶 業 振 興 計 画 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 定 め る ŧ \mathcal{O} と L ` そ 0) 内 容 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 \mathcal{O} 内

容

に 即

す

る ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 11 <u>ځ</u> °

1 茶 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 方 針

2 栽 培 面 積 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 生 産 \mathcal{O} 目 標

3 そ \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 自 然 的 経 済 的 条 件 に 応 じ た 近 代 的 な 茶 亰 経 営 0) 指 標

4 土 地 改 良 そ \mathcal{O} 他 生 産 基 盤 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る 事 項

(5) 茶 0) 加 工 及 び 流 通 0) 合 理 化 に 関 す る 事 項

6 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事 項

三 都 道 府 県 知 事 は 茶 業 振 興 計 画 を 定 め ょ う と す る لح き は 農 林 水 産 省 令 で 定 め る 茶 業 に 関 す る 寸 体 及

び 茶 業 に 関 L 学 識 経 験 を 有 す る 者 \mathcal{O} 意 見 を 聴 カコ な け れ ば な 6 な V ے と

公 表 L な け れ ば な 6 な 1 ۲ と

兀

都

道

府

県

知

事

は

茶

業

振

興

計

画

を

定

め

た

لح

き

は

遅

滞

な

<

れ

を

農

林

水

産

大

臣

に

提

出

す

る

ح

と

ŧ

に

五. \equiv 及 び 兀 は 茶 業 振 興 計 画 \mathcal{O} 変 更 に 0 V て

準

用

す

る

ک

第 兀

茶

遠

経

営

計

画

兀 条 及 び 第 五. 条 関 係

第

ょ る 提 出 が あ 0 た 茶 業 振 興 計 画 に 係 る 都 道 府 県 \mathcal{O} 区 域 内 に お 11 て 茶 を 栽 培 L て ٧١ る

か

1

第

三

 \mathcal{O}

兀

に

茶

亰

経

営

計

画

又 は 栽 培 L ょ う と す る 農 業 者 $\overline{}$ 茶 \mathcal{O} 加 工 施 設 を 設 置 L 又 は 設 置 L ょ う لح す る 農 業 者 を 含 む 0 \mathcal{O} 1

に お 7 て 同 じ は 単 独 で 又 は 共 同 L て 政 令 で 定 \otimes る と ۲ ろ に ょ ŋ ` 茶 袁 経 営 計 画 を 作 成 L ۲

れ を 都 道 府 県 知 事 に 提 出 L て そ \mathcal{O} 茶 遠 経 営 計 画 が 適 当 で あ る か ど う か に 0 き 認 定 を 求 \Diamond る ے لح が で

2 1 0) 茶 亰 経 営 計 画

に

は

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

L

な け

れ

ば

な

5

な

١,١

1 農 業 経 営 \mathcal{O} 現 状

2 農 業 経 営 \mathcal{O} 改 善 目

標

3 2 \mathcal{O} 改 善 目 標 を 達 成 す る た め と る べ き

措

置

4 そ \mathcal{O} 他 農 林 水 産 省 令 で 定 \otimes る 事 項

3

都 道 府 県 知 事 は 1 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た ٧١ 旨 \mathcal{O} 請 求 が あ つ た 場 合 に お V て、 そ \mathcal{O} 茶 亰 経 営 計 画 に

係

る

事

項 べ る

が 次 0) 要 件 0) す て を 満 た す لح き は 当 該 茶 亰 経 営 計 画 が 適 当 で あ る 旨 \mathcal{O} 認 定 を す る ŧ \mathcal{O} と す

ک °

1 2 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 改 善 目 標 が 農 林 水 産 大 臣 \mathcal{O} 定 \Diamond る 基 準 に 適 合 す る <u>ک</u> °

2 2 \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 措 置 が 合 理 的 な 茶 亰 経 営 \mathcal{O} 基 盤 0 確 立 を 义 る た め に 必 要 カコ つ 適 当 な ŧ 0 で あ る こ と。

3 1 及 び 2 の ほ カュ ` 当 該 茶 遠 経 営 計 画 が 茶 業 振 興 計 画 \mathcal{O} 内 容 に 照 5 し 適 当 لح 認 め 5 れ る ŧ の で あ る

こと。

4 当 該 茶 遠 経 営 計 画 \mathcal{O} 達 成 さ れ る 見 込 み が 確 実 で あ るこ

ک °

茶 亰 経 営 計 画 に 関 す る 援 助

1 都 道 府 県 は そ \mathcal{O} X 域 内 に お 11 て 茶 を 栽 培 L て 11 る カコ 又 は 栽 培 L ょ j لح す る 農 業 者 に 対 L

茶

亰

営

経 営 計 画 \mathcal{O} 作 成 0) た \Diamond に 必 要 な 助 言 及 び 指 導 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 援 助 を 行 Š ょ う に 努 \Diamond る ŧ 0 と す る

2 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 亰 経 営 計 画 に 0 き \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た 者 に 対 L 当 該 認 定 に 係 る 茶 亰 経

計 画 \mathcal{O} 達 成 \mathcal{O} た \Diamond に 必 要 な 助 言 及 び 指 導 改 植 \mathcal{O} 実 施 0) た \otimes 0) 援 助 茶 \mathcal{O} 加 工 施 設 0) 整 備 等 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O}

援 助 そ \mathcal{O} 他 0) 合 理 的 な 茶 遠 経 営 0) 基 盤 \mathcal{O} 確 <u>77.</u> 0) た \Diamond に 必 要 な 援 助 を 行 う ょ う に 努 め る Ł \mathcal{O} と す る ۲ ک °

第 八 条 関 係

株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 又 は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 は 茶 袁 経 営 計 画 に 0 き _ \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た

 \equiv

資

金

 \mathcal{O}

貸

付

け

者 に 対 L そ \mathcal{O} 申 請 に 基 づ き 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 又 は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 法 \mathcal{O} 定 \Diamond る と こ

ろ に ょ ŋ 当 該 認 定 に 係 る 茶 遠 経 営 計 画 を 実 施 す る た \Diamond に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を 行 う ŧ 0) لح す ること。

六

第

六

条

及

び

第

七

条

関

係

五. 茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 安 定 に 関 す る

措

置

第

九

条

関

係)

生 産 出 荷 安 定 指 針

1 農 林 水 産 大 臣 は 茶 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 動 向 及 び 生 産 \mathcal{O} 状 況 カコ 6 4 て 需 給 が 著 L < 均 衡 を 失 す る لح

見 込 ま

年 に 0 V) て 茶 \mathcal{O} 生 産 又 は 出 荷 を 行 う 者 及 び ک れ 6 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 組 織 す る 寸 体 以 下 \neg 茶 生 産 者 等 _

を 定 8 る ŧ 0) と す る \sum_{i} と

う

に

対

す

る

茶

 \mathcal{O}

安

定

的

な

生

産

及

び

出

荷

を

义

る

た

め

 \mathcal{O}

指

針

以

下

 \neg

生

産

出

荷

安

定

指

針

_

لح

V

う

と

V)

れ

る

2 生 産 出 荷 安 定 指 針 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 定 め る ŧ の と L そ \mathcal{O}

内

容

は

茶

業

振

興

基

本

方

針

0)

内

容

に 即 す る ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 1 ک

1 対 象 と す る 期 間

2 茶 \mathcal{O} 安 定 的 な 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 目 標

3 2 \mathcal{O} 目 標 を 達 成 す る た \otimes に 必 要 な 措 置 に 関 す る 基 本 的 な 事

項

農 林 水 産 大 臣 は 生 産 出 荷 安 定 指 針 を 定 \Diamond ょ う لح す る لح き は 関 係 都 道 府 県 知 事 及 び 食 料 • 農 業

3

5 4 ک ° 農 村 3 農 及 政 林 策 び 水 審 4 産 大 議 は 臣 숲 生 0) は 産 意 出 生 荷 産 安 出 聴 定 荷 カュ 指 安 な 針 定 け \mathcal{O} 指 れ 変 針 ば 更 を な に 定 0 め た V

見

を

6

な

ے

ک °

と

き

は、

遅

滞

な

<

ح

れ

を

公

表

L

な

け

れ

ば

な

6

な

V)

ح

八

11 て 準 用 す ること。

針 に 関 す る 援 助

第

+

条

関

係)

生

産

出

荷

安

定

指

定 指 玉 針 及 に び 協 都 力 道 す 府 る 県 茶 は 生 産 者 \mathcal{O} 等 4 そ に の ょ ŋ 他 0 生 者 産 に 出 対 荷 L 安 必 定 要 指 な 針 援 が 助 公 を 表 行 さ う れ ょ て う V に る 努 場 め 合 る に ŧ お 0) V て、 と す る 当 ٢ 該 لح 生 産 出 荷 安

第 + 条 関 係

農 林 水 産 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は \mathcal{O} 4 に ょ り 生 産 出 荷 安 定 指 針 が 公 表 さ れ て ** \ る 場 合 に お V て、

三

勧

告

茶 生 産 者 等 に ょ る 茶 \mathcal{O} 生 産 又 は 出 荷 が 茶 \mathcal{O} 安 定 的 な 生 産 及 び 出 荷 に 著 し < 支 障 を 及 ぼ L て ** \ る と 認 め

る

と

き

は

当

該

茶

生

産

者

等

に

対

L

必

要

な

勧

告

を

す

る

ک

と

が

で

き

ること。 第 + = 条 関 係

第 六 茶 0) 生 産 者 0) 経 営 0) 安 定 等 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 措 置

都 道 府 県 は 茶 \mathcal{O} 生 産 を 行 う 者 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 安 定 を 义 る لح لح ŧ に 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 第

五.

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 生 産 出 荷 安 定 指 針 に 協 力 す る 茶 生 産 者 等 に 対 す る 援 助 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 \mathcal{O} 生 産 を 行 Š 者 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 安 定 を

る た 8 \mathcal{O} 措 置 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 特 性 及 び 地 域 0) 実 情 に 応 じ た き 8 細 カコ な 措 置 を 積 極 的 に 実 施 す る ے لح が で

き

る

义

لح

ょ う 必 要 に 応 じ ک れ 6 0) 措 置 に 要 す る 費 用 に 充 て る た \Diamond \mathcal{O} 基 金 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る ŧ \mathcal{O}

す るこ

玉 は 予 算 0) 範 井 内 に お V て __ 0) 基 金 に 充 て る た め 0) 資 金 を 補 助 す る

۲

لح

が

で

き

る

ک °

第 + 三 条 関 係

栽 培 等 \mathcal{O} 状 況 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供 第

七

茶

業

 \mathcal{O}

健

全

な

発

展

 \mathcal{O}

た

 \otimes

0)

諸

施

策

玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た \Diamond 茶 \mathcal{O} 栽 培 加 工 集 荷 貯 蔵 販 売 等 \mathcal{O} 状

調 査 L ۲ れ 5 に 関 L 必 要 な 情 報 を 提 供 す る ょ う に 努 め る ŧ \mathcal{O} لح す ること。

第

+

兀

条

関

係

況

を

工 及 び 流 通 \mathcal{O} 合 理 化

 \equiv

加

九

兀

新

用

途

 \sim

 \mathcal{O}

利

用

 \mathcal{O}

促

進

玉

及

び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 12 資 す る た \Diamond 茶 が 様 Þ な 効 用 を 有 L て 11 る

ے

لح

を

踏

ま

え

た

茶

利

 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供 研 究 開 発 \mathcal{O} 推 進 及 び そ \mathcal{O} 成 果 \mathcal{O} 普 及 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O}

を 促 進 す る た 80 に 必 要 な 施 策 を 行 う ょ う に 努 め る ŧ \mathcal{O} لح す る こ と。

用

す

る

لح

整

備

等

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

援

助

そ

 \mathcal{O}

他

茶

0

加

工

及

び

流

通

 \mathcal{O}

合

理

化

 \mathcal{O}

た

 \Diamond

に

必

要

な

措

置

を

講

ず

る

ょ

う

に

努

め

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

第

+

五.

条

関

係

茶

 \mathcal{O}

販

売

 \mathcal{O}

事

業

を

行

う

者

等

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

有

機

的

な

連

携

 \sim

 \mathcal{O}

支

援

茶

 \mathcal{O}

加

工

 \mathcal{O}

事

業

を

行

う

者

に

対

す

る

加

工

施

設

 \mathcal{O}

玉

及

び

都

道

府

県

は

茶

業

 \mathcal{O}

健

全

な

発

展

に

資

す

る

た

め

茶

を

栽

培

す

る

農

業

者

茶

 \mathcal{O}

加

工

 \mathcal{O}

事

業

を

行

う

者

三 品

玉

及

質 0 向 上 0 促 進

び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た \Diamond 茶 \mathcal{O} 品 質 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 研 究 開 発

 \mathcal{O}

推

進

及

び

そ

 \mathcal{O} 成 果 \mathcal{O} 普 及 茶 を 栽 培 す る 農 業 者 茶 \mathcal{O} 加 工 \mathcal{O} 事 業 を 行 5 者 等 に ょ る 茶 \mathcal{O} 品 質 \mathcal{O} 向 上 に 向 け た 取 組 ^

そ \mathcal{O} 他 0) 茶 0) 品 質 0) 向 上 を 促 進 す る た \Diamond に 必 要 な 施 策 を 行 う ょ う に 努 め る ŧ \mathcal{O} と す る と

 \mathcal{O}

支

援

第 + 六 条 関 係

第 +七 条 関 係 \bigcirc

収

五. 消 費 0)

拡

大

玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め、 茶 \mathcal{O} 消 費 0) 拡 大 に 関 L 必 要 な 施 策 を 積 極 的

う ょ う に 努 め る ŧ 0) と す る

第 + 八 条 関 係

に

行

六 輸 出 \mathcal{O} 振 興

玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 0) 健 全 な 発 展 に 資 す る た め、 輸 出 0 振 興 に 関 し 必 要 な 施 策 を 積 極 的 に 行 う

う に 努 \otimes る ŧ \mathcal{O} と す る ے

第 + 九 条 関

係

ょ

七 玉 民 \mathcal{O} 理 解 لح 関 心 \mathcal{O} 増 進

玉 及 び 都 道 府 県 は 我 が 玉 に お V て 日 常 0) 喫 茶 0) 習 慣 B 茶 道 な ど 茶 に 関 す る 伝 統 لح 文 化 が 玉 民 0) 生

活

に 深 < 浸 透 L 玉 民 が 豊 カン で 健 康 的 な 生 活 を 送 る 上 で 茶 が 重 要 な 役 割 を 担 0 て 1 る ۲ لح を 踏 ま え 茶 業

 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た \otimes 茶 \mathcal{O} 効 用 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 に 関 す る 知 識 \mathcal{O} 普 及 茶 を 活 用 L た 食 育 \mathcal{O} 推 進 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 茶 に 関 す る 玉 民 \mathcal{O} 理 解 と 関 心 を 深 \Diamond る た め に 必 要 な 施 策 を 積 極 的 に 行 う ょ う に 努 \Diamond る ŧ \mathcal{O} لح す る こと。

第 二 十 条 関 係

農 林 水 産 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は ۲ の 法 律 を 施 行 す る た め 必 要 が あ る と き は、 茶 \mathcal{O} 栽 培 加 工 集 荷、

貯 蔵、 販 売 等 \mathcal{O} 事 業 を 行 う 者 又 は ۲ れ 5 0) 者 \mathcal{O} 組 織 す る 寸 体 カン ら、 、 ح れ 6 0) 事 業 に 係 る 業 務 に 関 L て、 必

要な報告を徴することができること。

(第二十一条関係

第九 施行期日等

ے \mathcal{O} 法 律 は 公 布 0) 日 カゝ 5 起 算して三 月 を超 え な Į, 範 囲 内 に お V て 政 令 で 定 め る 日 カュ 5 施 行 す ること。

(附則第一条関係

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

目 次

第

章 総 則 $\overline{}$ 第

_

条

章 茶 業 振 興 基 本 方 針 等 第

 \equiv

条

第

五.

条)

第

三 章 茶 遠 経 営 計 画 第 六 条 第

第

九 条

章

茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 0) 安 定 に 関 す る 措 置 $\overline{}$ 第

条

第

十二条)

+

附 則 第

七

章

雑

則

第

+

条

•

第

二 十 二

条

第

六

章

茶

業

 \mathcal{O}

健

全

な

発

展

0)

た

め

0)

諸

施

策

第

+

兀

条

第 二 十

条

第

五.

章

茶

0)

生

産

者

 \mathcal{O}

経

営

0)

安

定

等

0)

た

め

0)

措

置

第

+

 \equiv

条)

第

兀

第 章 総 則

目

的

第 -- 条 ۲ \mathcal{O} 法 律 は 我 が 玉 に お 1 て、 茶 業 が 地 域 産 業 と L て 重 要 な 地 位 を 占 め て W る と と ŧ に、 日 常

 \mathcal{O} 喫

茶 \mathcal{O} 習 慣 P 茶 道 な ど 茶 に 関 す る 伝 統 ح 文 化 が 玉 民 0) 生 活 に 深 < 浸 透 L 玉 民 が 豊 か で 健 康 的 な 生 活 を 送 る

上 で 茶 が 重 要 な 役 割 を 担 つ て 11 る に ŧ カン カン わ 5 ず 近 年 生. 活 様 式 \mathcal{O} 多 様 化 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 を \Diamond ぐ る 諸 情 勢 \mathcal{O}

変 化 に ょ ŋ 茶 業 を 取 ŋ 巻 < 環 境 が 非 常 に 厳 L 1 ŧ 0 لح な つ て 11 る ۲ لح に カコ λ が 4 茶 0) 需 要 \mathcal{O} 動 向 に 即 応

L て 計 画 的 に 茶 業 \mathcal{O} 振 興 を 义 る た \Diamond \mathcal{O} 措 置 及 び ۲ れ に 関 連 L て 合 理 的 な 茶 袁 経 営 \mathcal{O} 基 盤 を 確 立 す る た \Diamond

措 置 並 び に ے れ 6 に 併 せ て 茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 安 定 を 义 る た \Diamond \mathcal{O} 措 置 並 び に 茶 \mathcal{O} 生 産 者 \mathcal{O} 経 営 0) 安 定 \mathcal{O}

た

 \mathcal{O}

 \Diamond \mathcal{O} 措 置 等 を 定 \otimes る ۲ لح に ょ ŋ ` 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 寄 与 す る ۲ لح を 目 的 لح す る

第 章 茶 業 振 興 基 本 方 針 等

茶 業 振 興 基 本 方 針

第

条

農

産

臣

は

令

で

定

 \Diamond

る

لح

ح

ろ

に

ょ

ŋ

茶

業

0)

振

興

を

义

る

た

 \otimes

 \mathcal{O}

基

本

方

針

以

下

茶

業

振

興

林 水 大 政

基 本 方 針 _ と う $\overline{}$ を 定 8 な け れ ば な 5 な 11

茶 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 基 本 的 な 事 項 2

茶

業

振

興

基

本

方

針

に

は

次

に

掲

げ

る

事

項

を

定

 \Diamond

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

す

る

 \equiv 茶 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 長 期 見 通 L

 \equiv 前 号 \mathcal{O} 長 期 見 通 L に 即 L た 栽 培 面 積 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 生 産 0) 目 標

兀 栽 培 に 適 す る 自 然 的 条 件 に 関 す る 基 準

五. 近 代 的 な 茶 亰 経 営 0) 基 本 的 指 標

六 茶 \mathcal{O} 加 工 及 び 流 通 0) 合 理 化 に 関 す る 基 本 的 な 事

項

七 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事 項

3

農

林

産

臣

項

第

号

 \mathcal{O}

長

期

見

通

L

及

同

第

 \equiv

号

 \mathcal{O}

栽

培

面

積

そ

他

茶

 \mathcal{O}

生

産

 \mathcal{O}

目

標

を

定

 \otimes

る

た

水 大 は 前 び 項 \mathcal{O}

 \Diamond 必 要 が あ る لح き は 関 係 都 道 府 県 知 事 に 対 L 資 料 \mathcal{O} 提 出 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 協 力 を 求 \Diamond る ۲ لح が で き る

4 農 林 水 産 大 臣 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 を 定 め ょ う لح す る と き は 食 料 • 農 業 . 農 村 政 策 審 議

会

 \mathcal{O}

意

見

を

聴

か な け れ ば な 5 な 11

5 農 林 水 産 大 臣 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 を 定 め た と き は 遅 滞 な < ے れ を 公 表 L な け れ ば な 6 な ٧١

茶 業 振 興 基 本 方 針 \mathcal{O} 変 更)

第 三 条 農 林 水 産 大 臣 は 茶 \mathcal{O} 需 給 事 情 農 業 事 情 そ \mathcal{O} 他 の 経 済 事 情 \mathcal{O} 変 動 に ょ り 必 要 が あ る と き は 茶 業

振 興 基 本 方 針 を 変 更 す る ŧ \mathcal{O} と す る。

都 道 府 県 \mathcal{O} 茶 業 振 興 計 画

第 兀 条 都 道 府 県 知 事 は 政 令 で 定 \Diamond る と ろ に ょ ŋ 当 該 都 道 府 県 に お け る 茶 業 \mathcal{O} 振 興 を 义 る た \Diamond 0) 計 画

以 下 \neg 茶 業 振 興 計 画 と 11 う \smile を 定 め る ۲ لح が で き る

ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 1 2

茶

業

振

興

計

画

に

は

次

に

掲

げ

る

事

項

を

定

め

る

ŧ

0)

لح

l

そ

 \mathcal{O}

内

容

は

茶

業

振

興

基

本

方

針

 \mathcal{O}

内

容

に

即

す

る

茶 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 方 針

 \equiv 栽 培 面 積 そ 0) 他 茶 0) 生 産 0) 目 標

 \equiv \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 自 然 的 経 済 的 条 件 に 応 じ た 近 代 的 な 茶 亰

経

営

 \mathcal{O}

指

標

そ

兀 土 地 改 良 そ \mathcal{O} 他 生 産 基 盤 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る 事 項

五. 茶 \mathcal{O} 加 工 及 び 流 通 \mathcal{O} 合 理 化 に 関 す る 事 項

六 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事 項

3

都 道 府 県 知 事 は 茶 業 振 興 計 画 を 定 \Diamond ょ う لح す る と き は 農 林 水 産 省 令 で 定 \Diamond る 茶 業 に 関 す る 寸 体 及 び

準

用

す

る

茶 業 に 関 し 学 識 経 験 を 有 す る 者 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば な 6 な V

4 都 道 府 県 知 事 は 茶 業 振 興 計 画 を 定 め た لح き は 遅 滞 な < ے ħ を 農 林 水 産 大 臣 に 提 出 す る と と ŧ に、

公表しなければならない

(茶業振興計画の変更

第

五. 条 前 条 第 三 項 及 び 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 は 茶 業 振 興 計 画 \mathcal{O} 変 更 に つ V て 準 用

す

る

第三章 茶園経営計画

茶園経営計画)

第 六 条 第 兀 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 提 出 が あ 0 た 茶 業 振 興 計 画 に 係 る 都 道 府 県 0) 区 域 内 に お V て 茶 を 栽 培

L

て V る カン 又 は 栽 培 L ょ う لح す る 農 業 者 $\overline{}$ 茶 \mathcal{O} 加 工 施 設 を 設 置 L 又 は 設 置 L ょ う لح す る 農 業 者 を 含 む

第 八 条 第 _ 項 に お 11 て 同 じ $\overline{}$ は 単 独 で 又 は 共 同 L て 政 令 で 定 め る لح ろ に ょ ŋ 茶 袁 経 営 計 画 を 作

成 L ۲ れ を 都 道 府 県 知 事 に 提 出 L て そ \mathcal{O} 茶 亰 経 営 計 画 が 適 当 で あ る カコ ど う カコ に 0 き 認 定 を 求 \Diamond る ۲ لح

ができる。

2

前 項 \mathcal{O} 茶 袁 経 営 計 画 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 5 な 1,1

農 業 経 営 \mathcal{O} 現 状

 $\stackrel{-}{-}$ 農 業 経 営 0) 改 善 目 標

兀

そ

 \mathcal{O}

他

農

林

水

産

省

令

で

定

 \otimes

る

事

項

 \equiv

前

号

 \mathcal{O}

改

善

目

標

を

達

成

す

る

た

 \otimes

と

る

べ

き

措

置

都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 認 定

第 七 条 都 道 府 県 知 事 は 前 条 第 _ 項 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た V 旨 \mathcal{O} 請 求 が あ 0 た 場 合 に お V て、、 そ \mathcal{O} 茶 亰 経 営 計

画

に 係 る 事 項 が 次 0) 各 号 0) 要 件 0) す べ て を 満 た す と き は 当 該 茶 亰 経 営 計 画 が 適 当 で あ る 旨 0) 認 定 を す る ŧ

 \mathcal{O} لح す る

前 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 改 善 目 標 が 農 林 水 産 大 臣 \mathcal{O} 定 め る 基 準 に 適 合 す る

 $\stackrel{-}{-}$ 前 条 第 項 第 三 号 \mathcal{O} 措 置 が 合 理 的 な 茶 亰 経 営 \mathcal{O} 基 盤 \mathcal{O} 確 <u>\f</u> を 义 る た \Diamond に 必 要 カン 0 適 当 な ŧ 0) で あ る

と

 \equiv 前 \equiv 号 に 規 定 す る b \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 当 該 茶 亰 経 営 計 画 が 茶 業 振 興 計 画 \mathcal{O} 内 容 に 照 5 し 適 当 لح 認 め 5 れ る ŧ

 \mathcal{O} で あ ること。

六

兀 当 該 茶 亰 経 営 計 画 0) 達 成 さ れ る 見 込 み が 確 実 で あ る ۲ <u>ک</u> °

 $\overline{}$ 茶 亰 経 営 計 画 に 関 す る 援 助

第 八 条 都 道 府 県 は そ \mathcal{O} 区 域 内 に お 1 て 茶 を 栽 培 L て 11 る カコ 又 は 栽 培 L ょ 5 لح す る 農 業 者 に 対 L 茶 亰

経 営 計 画 \mathcal{O} 作 成 \mathcal{O} た 8 に 必 要 な 言 及 び そ \mathcal{O} を う ょ う 努 8 る ŧ \mathcal{O} لح す る

助 指 導 他 \mathcal{O} 援 助 行 に

2 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 亰 経 営 計 画 に 0 き 前 条 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た 者 に 対 L 当 該 認 定 に 係 る 茶 遠 経 営 計 画

達

成

 \mathcal{O}

た

8

に

必

要

な

助

言

及

び

指

導

改

植

 \mathcal{O}

実

施

 \mathcal{O}

た

 \otimes

 \mathcal{O}

援

助

茶

 \mathcal{O}

加

工

施

設

 \mathcal{O}

整

備

等

 \mathcal{O}

た

 \Diamond

 \mathcal{O}

援

助

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 合 理 的 な 茶 遠 経 営 0) 基 盤 0) 確 <u>\f</u> 0) た \otimes に 必 要 な 援 助 を 行 う ょ う に 努 \Diamond る ŧ 0) لح す る

資 金 \mathcal{O} 貸 付 け

第 九 条 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 又 は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 は 茶 亰 経 営 計 画 に 0 き 第 七 条 \mathcal{O} 認 定 を 受

け

た 者 に 対 L そ \mathcal{O} 申 請 に 基 づ き 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 亚 成 + 九 年 法 律 第 五. +七 号 $\overline{}$ 又 は 沖 縄 振

興 開 発 金 融 公 庫 法 $\overline{}$ 昭 和 兀 + 七 年 法 律 第 \equiv +_ 号 \mathcal{O} 定 \Diamond る と ۲ ろ に ょ ŋ 当 該 認 定 に 係 る 茶 亰 経 営 計 画

を 実 施 す る た \otimes に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を 行 う ŧ \mathcal{O} لح す る

第 兀 章 茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 安 定 に 関 す る 措 置

(生産出荷安定指針)

第 +条 農 林 水 産 大 臣 は 茶 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 動 向 及 び 生 産 \mathcal{O} 状 況 カコ 6 4 て 需 給 が 著 L < 均 衡 を 失 す る لح 見 込 ま れ る

年 に 0 11 て 茶 \mathcal{O} 生 産 又 は 出 荷 を 行 う 者 及 び れ 6 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 組 織 す る 寸 体 $\overline{}$ 以 下 _ 茶 生 産 者 等 _ لح 11 う

に 対 す る 茶 \mathcal{O} 安 定 的 な 生 産 及 び 出 荷 を 义 る た 8 \mathcal{O} 指 針 以 下 生 産 出 荷 安 定 指 針 ح 11 う 0 $\overline{}$ を 定 め

る

ŧ

のとする。

2 生 産 出 荷 安 定 指 針 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 定 \otimes る ŧ \mathcal{O} لح L そ \mathcal{O} 内 容 は 茶 業 振 興 基 本 方 針 \mathcal{O} 内

容

に

即

するものでなければならない。

一対象とする期間

茶 \mathcal{O} 安 定 的 な 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 目 標

三 前 号 \mathcal{O} 目 標 を 達 成 す る た め に 必 要 な 措 置 に 関 す る 基 本 的 な 事

項

3 農 林 水 産 大 臣 は 生 産 出 荷 安 定 指 針 を 定 \otimes ょ う لح す る と き は 関 係 都 道 府 県 知 事 及 び 食 料

•

農

業

農

村

政 策 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば な 5 な ** \

4

農 林 水 産 大 臣 は 生 産 出 荷 安 定 指 針 を 定 \Diamond た と き は 遅 滞 な < ے れ を 公 表 L な け れ ば な 6 な 11

前 項 \mathcal{O} 規 定 は 生 産 出 荷 安 定 指 針 \mathcal{O} 変 更 に 0 1 て 準 用

す

る

5

(生産出荷安定指針に関する援助)

第 +_ 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 前 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 生 産 出 荷 安 定 指 針 が 公 表 さ れ て 11 る 場 合 に お V て

当 該 生 産 出 荷 安 定 指 針 に 協 力 す る 茶 生 産 者 等 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 者 に 対 L 必 要 な 援 助 を 行 う ょ う に 努 \Diamond る t \mathcal{O} لح す る

(勧告)

第 + 条 農 林 水 産 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は 第 + 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 生 産 出 荷 安 定 指 針 が 公 表 さ れ て

1

る 場 合 に お ١J て 茶 生 産 者 等 に ょ る 茶 \mathcal{O} 生 産 又 は 出 荷 が 茶 \mathcal{O} 安 定 的 な 生 産 及 び 出 荷 に 著 L < 支 障 を 及 ぼ

し て 1 る لح 認 \otimes る と き は 当 該 茶 生 産 者 等 に 対 し 必 要 な 勧 告 を す る ے と が で き る

第 五. 章 茶 \mathcal{O} 生 産 者 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 安 定 等 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置

第 +三 条 都 道 府 県 は 茶 \mathcal{O} 生 産 を 行 う 者 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 安 定 を 义 る لح لح t に 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 第

+ _ 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 生 産 出 荷 安 定 指 針 に 協 力 す る 茶 生 産 者 等 に 対 す る 援 助 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 \mathcal{O} 生 産 を 行 j 者 \mathcal{O} 経

営 \mathcal{O} 安 定 を 図 る た \Diamond \mathcal{O} 措 置 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 特 性 及 び 地 域 \mathcal{O} 実 情 に 応 じ た き \otimes 細 カン な 措 置 を 積 極 的 に 実 施 す る ۲

لح が で き る ょ う 、 必 要 に 応 ľ ے n 6 \mathcal{O} 措 置 に 要 す る 費 用 に 充 て る た \otimes \mathcal{O} 基 金 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず

るものとする。

2

玉 は 予 算 0) 範 囲 内 に お V) て、 前 項 \mathcal{O} 基 金 に 充 て る た め 0) 資 金 を 補 助 す るこ ح が で き

る

第 六 章 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 0 た \Diamond \mathcal{O} 諸 施 策

(栽培等の状況に関する情報の提供)

第 +几 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 茶 \mathcal{O} 栽 培 加 工 集 荷 貯 蔵 販 売

等

 \mathcal{O}

状

況 を 調 査 L ک れ 5 に 関 L 必 要 な 情 報 を 提 供 す る ょ う に 努 \otimes る ŧ \mathcal{O} لح す る。

(加工及び流通の合理化)

第 +五. 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 茶 を 栽 培 す る 農 業 者 茶 \mathcal{O} 加 工 \mathcal{O} 事 業 を 行

う 者 茶 0) 販 売 0) 事 業 を 行 う 者 等 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 有 機 的 な 連 携 \sim \mathcal{O} 支 援 茶 0) 加 工 \mathcal{O} 事 業 を 行 う 者 に 対 す る 加 工 施

設 \mathcal{O} 整 備 等 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 援 助 そ \mathcal{O} 他 茶 \mathcal{O} 加 工 及 び 流 通 \mathcal{O} 合 理 化 \mathcal{O} た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る ょ う に 努 め る ŧ \mathcal{O}

とする。

品質の向上の促進)

第 +六 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 茶 0) 品 質 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 研 究 開 発 0) 推 進 及

び そ \mathcal{O} 成 果 \mathcal{O} 普 及 茶 を 栽 培 す る 農 業 者 ` 茶 0) 加 工 0) 事 業 を 行 う 者 等 に ょ る 茶 0) 品 質 0) 向 上 に 向 け た 取 組

 \mathcal{O} 支 援 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 \mathcal{O} 品 質 の 向 上 を 促 進 す る た \Diamond に 必 要 な 施 策 を 行 う ょ う に 努 め る ŧ \mathcal{O} لح す る

(新用途への利用の促進

第 +七 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た \Diamond 茶 が 様 Þ な 効 用 を 有 L て 11 る ۲ لح を 踏 ま

た 茶 0 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供 研 究 開 発 \mathcal{O} 推 進 及 び そ 0) 成 果 \mathcal{O} 普 及 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 \mathcal{O} 新 用 途 \sim

 \mathcal{O}

え

利 用 を 促 進 す る た \Diamond に 必 要 な 施 策 を 行 う ょ う に 努 \otimes る ŧ \mathcal{O} لح す る

(消費の拡大)

第 +八 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 茶 の 消 費 \mathcal{O} 拡 大 に 関 し 必 要 な 施 策 を 積

極

的

に行うように努めるものとする。

輸出の振興)

第 +九 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た め 輸 出 0) 振 興 に 関 L 必 要 な 施 策 を 積 極 的 に

行

うように努めるものとする。

、国民の理解と関心の増進

第 _ + 条 玉 及 び 都 道 府 県 は 我 が 玉 に お ٧V て 日 常 \mathcal{O} 喫 茶 0) 習 慣 Þ 茶 道 な تلح 茶 に 関 す る 伝 統 لح 文 化 が 玉 民 \mathcal{O}

生 活 に 深 < 浸 透 L 玉 民 が 豊 カン で 健 康 的 な 生 活 を 送 る 上 で 茶 が 重 要 な 役 割 を 担 つ て 11 る ک لح を 踏 ま え 茶

業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 資 す る た \Diamond 茶 \mathcal{O} 効 用 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 12 関 す る 知 識 \mathcal{O} 普 及 茶 を 活 用 L た 食 育 \mathcal{O} 推 進 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 茶 に 関 す る 玉 民 \mathcal{O} 理 解 と 関 心 を 深 8 る た \Diamond に 必 要 な 施 策 を 積 極 的 に 行 Š ょ う に 努 \otimes る ŧ \mathcal{O} لح す

る

第七章 雑則

(報告の徴収)

第

+条 農 林 水 産 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は ۲ \mathcal{O} 法 律 を 施 行 す る た \Diamond 必 要 が あ る と き は 茶 \mathcal{O} 栽 培 加

工 集 荷 貯 蔵 販 売 等 \mathcal{O} 事 業 を 行 う 者 又 は ے ħ b 0) 者 0) 組 織 す る 寸 体 カゝ 6 ` ۲ れ 5 \mathcal{O} 事 業 に 係 る 業 務 に

し て 必 要 な 報 告 を 徴 す る ۲ と が で き る

関

権限の委任)

第 + 条 ے \mathcal{O} 法 律 に 規 定 す る 農 林 水 産 大 臣 \mathcal{O} 権 限 は 農 林 水 産 省 令 で 定 め る ところ に ょ り そ \mathcal{O} 部 を

地 方 農 政 局 長 に 委 任 す る ے لح が で き る

附則

施行期日)

第 条 ے \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て 三 月 を 超 え な 1 範 囲 内 に お V) て 政 令 で 定 め る 日 カゝ 6 施 行 す る

(農業信用保証保険法の一部改正

第 _ 条 農 業 信 用 保 証 保 険 法 昭 和 +六 年 法 律 第 百 兀 号 $\overline{}$ \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 八 条 第 項 第 三 号 中 \neg 又 は 果 樹 農 業 振 興 特 別 措 置 法 昭 和 三 + 六 年 法 律 第 +五. 号 第 \equiv 条 第 _ 項 _

法 平 成 +年 法 律 第 号 第 六 条 第 項 _ に 改 め る

果

樹

農

業

振

興

特

別

措

置

法

 $\overline{}$

昭

和

三

+

六

年

法

律

第

+

五.

뭉

第

三

条

第

項

 \mathcal{O}

認

定

を

受

け

た

者

又

は

茶

業

振

興

を

食料・農業・農村基本法の一部改正)

三 条 食 料 農 業 • 農 村 基 本 法 $\overline{}$ 平 成 + 年 法 律 第 百 六 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第

第 兀 +条 第 三 項 中 \neg 及 び 米 穀 0 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 0 促 進 に 関 す る 法 律 平 成 +_ 年 法 律 第 +五. 号 $\overline{}$

を 米 穀 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 + 五 号 及 び 茶 業 振 興 法 平 成

二十二年法律第 号

号)」に改め

る

株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 \mathcal{O} _ 部 改 正

第 兀 条 株 式 숲 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 0) _ 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す る

別 表 第 _ 第 八 号 \mathcal{O} 下 欄 \mathcal{O} = 及 び ホ 中 \neg 果 樹 \mathcal{O} 下 に \neg 又 は 茶 を 加 え る

別 表 第 兀 第 号 2 \mathcal{O} 貸 付 金 \mathcal{O} 種 類 0 欄 中 果 樹 0) 下 に \neg 又 は 茶 \sqsubseteq を 加 え る

 \mathcal{O} 欄 中 \neg 又 は 果 樹 農 業 振 興 特 別 措 置 法 $\overline{}$ 昭 和 三 + 六 年 法 律 第 + 五. 号 \smile 第 三 条 第 _ 項 \mathcal{O} 認 定 を 受 け た 果 樹 遠

樹 遠 経 営 計 画 又 は 茶 業 振 興 法 平 成 +年 法 律 第 号

経

営

計

画

_

を

果

樹

農

業

振

興

特

別

措

置

法

昭

和

+

六

年

法

律

第

+

Ŧī.

号

第

 \equiv

条

第

項

 \mathcal{O}

認

定

を

受

け

た

果

別

表

第

五.

第

号

 \mathcal{O}

貸

付

金

 \mathcal{O}

種

類

 \mathcal{O}

欄

中

ŧ

 \mathcal{O}

又

は

果

樹

 \mathcal{O}

下

に

茶

を

加

え

同

号

1

 \mathcal{O}

貸

付

金

 \mathcal{O}

種

類

ヮ)第六条第一項の認定を受けた茶園

経

営

計

画 _ に 改 \Diamond 同 号 2 \mathcal{O} 据 置 期 間 \mathcal{O} 欄 中 \neg 果 樹 \mathcal{O} 下 に \neg 又 は 茶 を 加 え 同 表 第 五. 号 \mathcal{O} 貸 付 金 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 欄

中 果 樹 _ \mathcal{O} 下 に \neg 若 L < は 茶 を 加 え る

兀

理由

茶

に

関

す

る

伝

統

と

文

化

が

玉

民

 \mathcal{O}

生

活

に

深

<

浸

透

L

玉

民

が

豊

か

で

健

康

的

な

生

活

を

送

る

上

で

茶

が

重

要

な

役

割

を

我 が 玉 に お 11 て 茶 業 が 地 域 産 業 と L て 重 要 な 地 位 を 占 め て 11 る と لح ŧ に 日 常 0) 喫 茶 \mathcal{O} 習 慣 Þ 茶 道 な ど

担 0 て 1 る に ŧ カン カン わ 6 ず 近 年 生 活 様 式 \mathcal{O} 多 様 化 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 茶 を 8 ぐ る 諸 情 勢 \mathcal{O} 変 化 に ょ ŋ 茶 業 を 取 り 巻

< 環 境 が 非 常 に 厳 L 1 ŧ \mathcal{O} لح な 0 て 1 る ۲ لح に か λ が 4 茶 業 \mathcal{O} 健 全 な 発 展 に 寄 与 す る た め 茶 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 動

向 に 即 応 L て 計 画 的 に 茶 業 \mathcal{O} 振 興 を 図 る た \otimes \mathcal{O} 措 置 及 び ۲ れ に 関 連 L て 合 理 的 な 茶 袁 経 営 \mathcal{O} 基 盤 を 確 立 す る

た \Diamond 0) 措 置 並 び に ح れ 5 に 併 せ て 茶 \mathcal{O} 生 産 及 び 出 荷 \mathcal{O} 安 定 を 図 る た \otimes 0) 措 置 並 び に 茶 0) 生 産 者 \mathcal{O} 経 営 0) 安

定

 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置 等 を 定 め る 必 要 が あ る。 ۲ れ が ` ے \mathcal{O} 法 律 案 を 提 出 す る 理 由 で あ る

こ の 法律の施行に伴い 必要となる経費は、約百五十億円の見込みである。

◎茶業振興法案新旧対照表

○農業信用保証保険法 (昭和三十六年法律第二百四

号

(傍線部分は改正部分)

を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証	イ 農業近代化資金		口 農業改良資金			に必要な資金に必要な資金と必要な資金を表表でに掲げるもののほか、農業改良資金
	を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	イ 農業近代化資	ロ 農業改良資金を借り入れること	マ 農業近代化資 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	を借り入れることで 農業近代化資 農業の良資金	を借り入れることを借り入れることの 農業近代化資 農業近代化資 に必要な資金

することとなる場合におけるその保証債務

(以下「特定債務」と

することとなる場合におけるその保証債務

(以下「特定債務」と

係るものに限る。)を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場

項第四号の規定による貸付けの業務に

(昭和四十七年法律 (沖縄振興開 が株式会社

発 日

当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証

第三十一号) 第十九条第一

金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法

本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託

項第三号の事業を併せ行うものに限る。)

係るものに限る。)を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場

一項第四号の規定による貸付けの業務に

(昭和四十七年法律 (沖縄振興開

当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証

第三十一号) 第十九条第

本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託

十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。)

が

株式会社日

十条第一

発

金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法

いう。)の保証

律第 けた者、 二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関す の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供 のに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金 定農業者」と総称する。)であつてその区域内に住所を有するも る法律 第三条第一項の認定を受けた者又は茶業振興法(平成二十二年法 農業経営基盤強化促進法 (昭和二十九年法律第百八十二号) 果樹農業振興特別措置法 号)第六条第 | 項の認定を受けた者 (次項において「認 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十 (昭和三十六年法律第十五号) 第二条の五の認定を受

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

うことができる。 する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行は、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定2 基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合に

いう。) の 保証

前三号に掲げる業務に附帯する業務

兀

百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律無難無難以の整備に関する法律(昭和四工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四上六年法律がでん粉の価格調整に関する法律(昭和四工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四上六年法律の整備に関する法律(昭和四十六年法律のを開業振興地域の整備に関する法律(昭和四十六年法律のを開業を定し、のでのおり、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律の、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律、田和四十六年法律のを持続を表する。	年法律第百六年法律第百八年法律第百八十三号第百八十三号)、肉用子牛出律第百八十三号の、食品流通
(権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限)	四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二の法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 臣に意見を述べることができる。

途 へ び茶業振興法 動の促進に関する法律 法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活 八年法律第八十八号)、有機農業の推進に関する法律(平成十八年 用等の促進に関する法律 限に属させられた事項を処理する。 い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十 に関する法律 。 の 利用の促進に関する法律 (平成六年法律第百十三号)、 (平成二十二年法律第 (平成二十年法律第三十八号) (平成十二年法律第百十六号)、農業の担法律第百十三号)、食品循環資源の再生利 (平成) $\overline{+}$ 号) 年法律第二十五号)及 の規定によりその権 、米穀の新用

> 用途 動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び米穀の新 八年法律第八十八号)、 用等の促進に関する法律 の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活 に関する法律 い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十 0 利用の促進に関する法律 (平成六年法律第百十三号)、食品循環資源の再生利 有機農業の推進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)、農業の (平成二十一年法律第1 (平成十八年 一十五号) 担

	改	正案			現	· 行
別表第一	(第十一条関係)	(米)	別	別表第一	(第十一条関係)	徐)
[略]	略]	[略]		略	略	[略]
八	農林漁業者	全な発展	1/	八	農林漁業者	の持続的かつ健全な発展に資
		るもの(資本市場からの調達が困難なものる長期かつ低利の資金であって、次に掲げ				るもの(資本市場からの調達が困難なもの る長期かつ低利の資金であって、次に掲げ
		0				
		イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に				イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に
		必要な資金				必要な資金
		ロ 農業経営の改善のためにする農地又				ロ 農業経営の改善のためにする農地又
		は採草放牧地(農地又は採草放牧地とす				は採草放牧地(農地又は採草放牧地とす
		る土地を含む。ハにおいて同じ。)の取				る土地を含む。ハにおいて同じ。)の取
		得(その取得に当たって、その土地の農				得(その取得に当たって、その土地の農
		業上の利用を増進するため防風林、道				業上の利用を増進するため防風林、道
		路、水路、ため池その他の施設として利				路、水路、ため池その他の施設として利
		用する必要がある土地を併せて取得す				用する必要がある土地を併せて取得す
		る場合におけるその土地の取得を含				る場合におけるその土地の取得を含
		む。)に必要な資金				む。)に必要な資金

であって主務大臣の指定するものを目的とする権利の取得に必要な資金権その他の所有権以外の使用及び収益、農地又は採草放牧地についての賃借

出げる資金に係るものに限る。) 資金(果樹又は茶の育成に必要な資金に 果樹又は茶の育成に必要な資金に

本 果樹又は茶以外の永年性植物の植栽に で主務大臣の指定するもの(以下「指定 で主務大臣の指定するもの(以下「指定 る資金のうち指定永年性植物の植栽又は育成 る資金のうち指定するもの(以下「指定 る資金のうち指定するもの(以下「指定

畜の購入に係るものに限る。)及び同表第五号に掲げる資金のうち家表第五第一号に掲げる資金に係るもの表の

要な資金であって主務大臣の指定する様の改善等の農業経営の改善に伴い必理化、経営管理の合理化、農業従事の態ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合

権 樹の育成に必要な資金については、 であって主務大臣の指定するもの を目的とする権利の 果樹 五 そ 農 第一 0 地 の植栽又は育成に必要な資金 又は 他 号及び第五号に掲げる資金に \mathcal{O} 採草: 所 有 放牧 権以 取得に必要な 外 地 の使用及び に つ 1 て の賃 別表 資 収 借 金益

のに限る。) ののに限る。) ののに限る。) ののに限る。) のののに限る。) のののに限る。) のののに限る。) のののに限る。) ののに限る。) のに限る。)

係るものに限る。

畜の購入に係るものに限る。)
及び同表第五号に掲げる資金のうち家表第五第一号に掲げる資金に係るもの家畜の購入又は育成に必要な資金(別

要な資金であって主務大臣の指定する様の改善等の農業経営の改善に伴い必理化、経営管理の合理化、農業従事の態農業経営の規模の拡大、生産方式の合

もの

チ て主務大臣の指定するもの 農業経営の安定に必要な資金であっ

IJ 造林に必要な資金

森林の立木の伐採制限に伴い必要な

ヌ

資金

ル

金 林道の改良、 造成又は復旧に必要な資

ヲ て主務大臣の指定するもの 林業経営の維持に必要な資金であっ

ワ 林とする土地を含む。)の取得又は森林 の保育その他の育林に必要な資金であ 林業経営の改善のためにする森林

って主務大臣の指定するもの 漁港施設の改良、 造成、復旧又は取得

力

に必要な資金

金 漁船の改造、建造又は取得に必要な資

 \exists

タ て主務大臣の指定するもの 漁業経営の安定に必要な資金であっ

他の施設の整備、 漁業経営の改善のためにする漁船そ 生産方式の合理化

経営管理の合理化その他の措置に伴い

チ て主務大臣の指定するもの 農業経営の安定に必要な資金であ つ

IJ ヌ 造林に必要な資金 森林の立木の伐採制限に伴い必要な

ル 資金 林道の改良、 造成又は復旧に必要な資

ヲ て主務大臣の指定するもの 林業経営の維持に必要な資金であ

ワ 林とする土地を含む。)の取得又は森林 て主務大臣の指定するもの 保育その他の育林に必要な資金であ 林業経営の改善のためにする森林 (森

力 に必要な資金 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得

日 漁船の改造、建造又は取得に必要な資

タ

経営管理の合理化その他の措置に伴い て主務大臣の指定するもの 他 漁業経営の改善のためにする漁船そ 漁業経営の安定に必要な資金であ の施設の整備、 生産方式の合理化

償還期限 据置期間	利 率		種類	貸付金の種類	据置期間	償還期限	利率		の種類	貸付金の
								· (茶)	(第十二条関係)	別表第四
		略	略]	略				略]	略]	略
とするもの	って主務大臣の指定するもの	ってナ				定するもの	って主務大臣の指定するもの	って主な		
又は取得に関連する資金を含む。)であ	取得に関連する	又は取			む。)であ	又は取得に関連する資金を含む。)であ	何に関連する	又は取得		
殴の改良、造成、復旧	要な資金(当該施設の改良、	要な次			造成、復旧	(当該施設の改良、		要な資金		
な施設の改良、造成、復旧又は取得に必	設の改良、造成	な施乳			は取得に必	成、復旧又は取得に	な施設の改良、造成、	な施設の		
林漁業の持続的かつ健全な発展に必要	業の持続的か	林漁業			元展に必要	持続的かつ健全な発展に必	の持続的か	林漁業の		
掲げるもののほか、農	イからネまでに掲げるもの	ナイか			のほか、農	掲げるものの	イからネまでに掲げるもの	ナイから		
		金						金		
復旧又は取得に必要な資	造成、	の改良、			に必要な資	復旧又は取得に	造成、復5	の改良、		
の共同利用に供する施設	農林漁業者の共	ネ農は			所する施設	の共同利用に供する施	農林漁業者の共	ネ 農林:		
	金	な資金						な資金		
造成又は取得に必要	製塩施設の改良、				取得に必要	造成又は取得に必	製塩施設の改良、	ツ製塩		
りるもの	て主務大臣の指定するも	て主致				するもの	て主務大臣の指定するも	て主務し		
の整備に伴い必要な資金であっ	業の整備に伴	の漁業			全であっ	.伴い必要な資金であ	の整備に伴	の漁業		
成、漁業の休業その他	船の隻数の縮減、	ソ漁船			体業その他	减、漁業の休業その のは では の の の の 	の隻数の縮減、	ソ漁船の		
	0	るもの						るもの		
て主務大臣の指定す	必要な資金であって主務大臣	必要な			田の指定す	って主務大臣	要な資金であっ	必要な		

		見口			
一 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業 営を育成するため、その農業 の拡大、生産方式の合理化、 の拡大、生産方式の合理化、 経営管理の合理化、農業従事 の態様の改善その他の農業 経営の改善を図るために必 要な次に掲げる資金であっ て、別表第一第八号の下欄の	貸付金の種類	別表第五(第十二条関係)	二〜五 〔略〕	は果り	成又は复日こ公要な資金 1 農地又は牧野の改良、造金 一 別表第一第八号に掲げる資
	利 率		略略	年八分	年 七 分
	償還期限		略略	二十五年	二 十 五 年
	据置期間		略略	十年	十年
		Bil			
一 効率的かつ安定的な農業 経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的 かつ計画的に農業経営の規 がの計画的に農業経営の規 他、経営管理の合理化、農業 化、経営管理の合理化、農業 に必要な次に掲げる資金で に必要な次に掲げる資金で	貸付金の種類	別表第五(第十二条関係)	二~五 〔略〕 略〕	果が	成又は复日こ公要な資金 1 農地又は牧野の改良、造金 別表第一第八号に掲げる資
	利率		略略	年八分	年七分
	償還期限		略 略	二十五年	二十五年
	据置期間		[略]	十年	十年

茶園経営計画に従って図条第一項の認定を受けた	二年法律第 号)第六	又は茶業振興法(平成二十	を受けた果樹園経営計画	五号)第三条第一項の認定	(昭和三十六年法律第十	果樹農業振興特別措置法	定を受けた経営改善計画、	八十二号)第二条の五の認	律(昭和二十九年法律第百	牛生産の振興に関する法	営改善計画、酪農及び肉用	項の認定を受けた農業経	強化促進法第十二条第一	営の改善が農業経営基盤	1 当該資金に係る農業経	に必要なもの	は家畜の購入若しくは育成	の植栽若しくは育成若しく	茶若しくは指定永年性植物	はナに掲げるもの又は果樹、	イからハまで、ト、チ若しく
														五厘	年 三分						
															二十五年						
															十年						
資金	である場合における当該	画に従って図られるも	定を受けた果樹園経営計	十五号)第三条第一項の認	置法(昭和三十六年法律第	又は果樹農業振興特別措	定を受けた経営改善計画	八十二号)第二条の五の認	律(昭和二十九年法律第百	牛生産の振興に関する法	営改善計画、酪農及び肉用	項の認定を受けた農業経	強化促進法第十二条第一	営の改善が農業経営基	1 当該資金に係る農業経	成に必要なもの	くは家畜の購入若しくは育	物の植栽若しくは育成若	果樹若しくは指定永年性植	しくはナに掲げるもの又は	欄のイからハまで、ト、チ若
	該	0	計	認	第	措	画	認	首	法	用	経		盤	経		育	L	植	は	若
	該	<u></u>	計	認	第	措	画	認	音	法	用	経		盤	年		育	し	植	は	若
		<u>0</u>	<u> </u>	認	第	措	画	認	<u>首</u>	法	 	経	<u></u>	盤 五厘			育	L	植	(は	<u>若</u>
		の	計	認	第	措	画	認	音	法	 	経		盤	年		育	L	植	<u>は</u>	若

定永年性植物の植栽若しく	は茶の植栽若しくは育成、指	掲げるもの又は果樹若しく	の下欄のヨ、ネ若しくはナに	金であって、別表第一第八号	金に該当する次に掲げる資	号)第二十六条に規定する資	法(平成十二年法律第十五	過疎地域自立促進特別措置	律第六十四号)第十七条又は	五 山村振興法(昭和四十年法	二~四 [略]							指定するもの	ものであって主務大臣の	2 1に掲げる資金以外の	おける当該資金	られるものである場合に
											略	厘)	年三分五	ついては、	る資金に	口に掲げ	の下欄の	一第八号	(別表第	年五分		
																				二十五年		
													十年)	ついては、	なものに	成に必要	栽又は育	は茶の植	(果樹又	三年		
物の植栽若しくは家畜の購	若しくは育成、指定永年性植	掲げるもの又は果樹の植栽	の下欄のヨ、ネ若しくはナに	金であって、別表第一第八号	金に該当する次に掲げる資	号)第二十六条に規定する資	法(平成十二年法律第十五	過疎地域自立促進特別措置	律第六十四号)第十七条又は	五 山村振興法 (昭和四十年法	二~四〔略〕							指定するもの	ものであって主務大臣の	2 1に掲げる資金以外の		
											略	厘)	年三分五	ついては、	る資金に	口に掲げ	の下欄の	一第八号	(別表第	年 五分		
											略									二十五年		
														は、十年)	について	要なもの	育成に必	植栽又は	(果樹の			

			場合における当該資金	けて行われるものである	国から補助金の交付を受	2 当該資金に係る事業が				もの	1 2に掲げる資金以外の	もの	のうち、主務大臣の指定する	は家畜の購入に必要なもの
里) 年七分五	ついては、	ネに掲げ	一第八号	(別表第	五厘	年 六分	厘)	年四分五	間中は、	(据置期	年 五分			
						二十五年					二十五年			
						八年					八年			
			場合における当該資金	けて行われるものである	国から補助金の交付を受	2 当該資金に係る事業が				もの	1 2に掲げる資金以外の		大臣の指定するもの	入に必要なもののうち、主務
厘) 年七分五	ついては、	ネに掲げ	一第八号	(別表第	五厘	年 六分	厘)	年四分五	間中は、	(据置期	年五分			
						二十五年					二十五年			
			_					_	_	_	_	_		